

採用時における現住所以外の連絡先の取扱い

エントリーシート等（電子媒体を含む）において、応募者の現住所以外に、**親元や帰省先、休暇時の連絡先**などの項目で住所を記載させるような様式は、**身元調査を助長する行為**と見なされる恐れがあります。

（職業安定法第5条の4関係）

また、**就職情報会社などの様式を使用する際も同様の注意**が必要です。



- ・電子メールや携帯電話が普及した時代において、採用活動中における応募者の現住所以外の連絡先の必要性は乏しいといえます。
 - ・特に企業独自の様式を使用している場合は、**応募者が連絡を希望する場合のみ記入**できるよう、次の様式を参考にしてください。
- また、現住所以外の連絡先を求める場合は、その理由についてあらかじめ十分な説明が必要です。

◇新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例（厚生労働省「公正な採用選考の基本」より一部抜粋）

ふりがな		性別
氏名		
生年月日	平成 年 月 日（満 歳）	
ふりがな		電話番号
現住所	〒	()
ふりがな		電話番号
連絡先	〒 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)	()